



山形県公報

令和6年10月15日（火）

号 外 (25)

目 次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）… 1

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

総合交通政策課

米沢トンネル（仮称）事業化・整備等推進室

を

高等教育政策・学事文書課

東北公益文科大学公立化準備室

総合交通政策課

米沢トンネル（仮称）事業化・整備等推進室

に改める。

第13条第7号に次のように加える。

ラ 東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関すること

第13条に次の1項を加える。

- 2 高等教育政策・学事文書課の分掌事務のうち前項第7号ラに掲げる事務は、東北公益文科大学公立化準備室で所掌する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 6 年10月15日印刷
令和 6 年10月15日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県